平成２４年（フ）第３６４号
岐阜市長良３丁目７番地　ＪＫ　ＣＡＳＴＥＬＬＯ　３Ａ、住民票上の住所岐阜市忠節町２丁目38番地
債務者　長屋　　光
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４３７号
岐阜県関市小瀬400番地１　エステートオゼキＡ102
債務者　金児　寛人（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４４４号
岐阜市六条南２丁目20番５号　カサブエナ201号室、住民票上の住所岐阜市真砂町９丁目１番地
債務者　勝山みつ子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４４６号
岐阜市日置江３丁目26番地10
債務者　津谷冨士子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４６３号
岐阜市敷島町９丁目５番地１　アサヒハイツ101号室
債務者　ドール辻こと　辻　　節子(旧姓田中)
1　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２１６６号
名古屋市北区水草町２丁目60番地の２　水草団地４棟806号
債務者　古田　武志
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４０８号
名古屋市千種区若水２丁目１番２号　市営仲田荘２―605号
債務者　白井　一美
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５７２号
愛知県春日井市高蔵寺町北１丁目36番地シャトーＳＩ701号
債務者　白木　雅治
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９３号
滋賀県犬上郡多賀町大字久徳465番地12、前住所滋賀県彦根市正法寺町670番地７、住民票上の住所滋賀県彦根市原町277番地
債務者　山城　重幸
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第６２０号
兵庫県加古郡播磨町古田３丁目22番11号
債務者　三浦　達也
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６２１号
兵庫県加古郡播磨町古田３丁目22番11号
債務者　三浦美由喜
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６２５号
兵庫県姫路市幸町47番地１パナハイツウオハシＳ203号
債務者　木村　久吉
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６２７号
兵庫県赤穂市上仮屋北12番地５　島崎アパート２
債務者　金澤　泰子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３号
兵庫県加古川市加古川町西河原167番地の７
債務者　道永　竜二
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４６０号
奈良県生駒市西白庭台１丁目32番地６
債務者　安田　育代（旧姓保川）
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１１６９号
広島市中区基町18番１―820号
債務者　川妻　基彦
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０６号
福岡県小郡市希みが丘２丁目４番地３
債務者　久保　　博
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部